

上院外交委員会、知的財産関連三条約をマークアップ

2007年9月12日
JETRO NY 澤井、中山

上院外交委員会は11日午後、会合(Business Meeting)¹を開催し、他の人事案件や法案と共に知的財産関連三条約(特許法条約²、ヘーグ協定ジュネーブ条約³、商標法シンガポール条約⁴)の批准に関するマークアップ(逐条審査)を行い、同委員会の通過を了承。今後、大統領による条約締結に向け、上院の助言と承認を得るために本会議に報告される。

同三条約は、既報の通り、7月17日に開催された同外交委員会の公聴会に付され、USPTOから意見聴取⁵が行われている。同公聴会でのUSPTOのBoland国際部長の証言⁶によれば、商標法シンガポール条約以外の二条約については、現行米国特許法の一部改正が必要とされているところ、昨日現在、改正法案は議会へ上程されていない。

なお、米国においては、憲法第2条第2項第2節により、大統領は、上院の出席議員の3分の2の賛成による助言と承認を得て、条約を締結する権限を有する⁷とされており、下院での承認手続は不要。また、条約は、矛盾する既存の国内法に優越する効力を有するとされている。

(了)

¹ <http://www.senate.gov/~foreign/hearings/2007/hrg070911p.html>

² 2006年9月8日付け知財ニュース「米国が特許法条約(PLT)批准手続を開始」を参照

³ 2006年11月15日付け知財ニュース「米国がヘーグ協定ジュネーブ条約批准手続を開始」を参照

⁴ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/singapore_treaty.htm

⁵ 2007年7月17日付け知財ニュース「上院外交委員会、知財関連三条約に関し公聴会開催」を参照

⁶ <http://www.senate.gov/~foreign/testimony/2007/BolandTestimony070717.pdf>

⁷ 憲法第2条第2項第2節の一部抜粋: He (The President) shall have power, by and with the advice and consent of the Senate, to make treaties, provided two thirds of the Senators present concur;